

# 随意契約理由

令和8年(2026年)1月30日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	戸籍総合システム・ブックレス クラウドサービス利用
契約内容	戸籍総合システム・ブックレス クラウドサービス利用
契約締結日	令和7年12月26日
及び契約期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市西区土佐堀二丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店
契約金額	5,496,150円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当)</p> <p>戸籍総合システムは、富士フイルムシステムサービス株式会社が独自に開発を行ったものであり、そのシステムが標準化の前段階のためクラウド環境に移行することとなった。システムの著作権は同社に帰属されるため、新環境での利用も同社でしか行うことができないので随意契約を行うもの。</p>